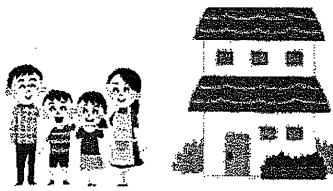


旭・三輪野江地区三世代同居等支援補助



補助の概要

1. 補助対象者（補助申請者）

- 下記要件に該当する住宅の新築、購入又は増改築等の契約者（複数の場合はその代表者）

2. 対象地区

旭小学校区、三輪野江小学校区内の市街化調整区域、又は中川の西の地区であること。

3. 対象住宅と住宅経費（外構工事などの居住に必要な部分以外の経費を除く。）

令和6年4月1日以降に契約した下記のいずれかに該当するもの。（法令適合住宅に限る。）

- 自己又は同居を目的とした住宅の新築や購入で、住宅の費用が500万円以上
- 同居を目的とした親世帯等の住宅の増改築等で、増改築等の費用が200万円以上
- 親族の空き家等を利用した増改築等で、増改築等の費用が100万円以上

※親族：民法第725条による6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族をいう。

4. 世帯要件

- 若者世帯：夫婦（ひとり親を含む）ともに39歳以下の世帯
- 子/孫世帯等：親世帯等が対象地区に1年以上居住※し、親世帯等と近居（2人世帯以上）又は同居（単身世帯以上）した世帯（※施設入居以外。以下同じ。）
- 親世帯等：対象地区に1年以上居住※し、子、孫世帯等と同居した世帯
- 他の世帯：親族の空き家等を利用した世帯（2人世帯以上）

5. 遵守事項

建物用途・住宅又は事務所及び店舗等を兼ねる住宅で、住宅部分が過半以上であること。

耐震基準・昭和56年5月以前の木造住宅は、現行の耐震基準に適合していること。

自治会・自治会に加入していること。（同居の場合は世帯のいずれかが加入していること。）

誓約・世帯全員が市税の滞納及び暴力団員でなく、5年以上の居住意思があること。

利用限度・原則、世帯1回を補助の限度とする。（同居を目的とする場合を除く。）

申請期限・住宅引き渡し後、1年内とする。（耐震改修工事実施時は最大1年を加算。）

その他・補助対象住宅以外の住宅を所有していないこと。（契約時点で未所有のこと。）

6. 補助額

基礎額	1	若者世帯	20万円
	2	子/孫世帯等及び親世帯等	30万円
	3	他の世帯（親族の空き家等を利用した世帯）	10万円
加算額	ア	上記1及び2に該当し、購入した中古住宅が空き家であった場合	10万円

空き家の適用：市の調査で1年以上未利用の空き家として証明できたもの。（新築を除く。）

空き家が証明された場合、施行日以降の解体、建て替えによる適用も可能。

※この補助は予算の範囲内で実施され、対象となる住宅に世帯で居住した後に、必要書類を提出し、「吉川市三世代同居等支援補助金交付要綱」に基づく審査が必要となります。

上記による要件の詳細については、下記にお問合せください。



問合せ先 担当 都市計画部 開発建築課 建築指導担当
電話 982-9885（直）

